

平成 29 年度
事業報告書

平成 30 年 5 月
学校法人豊田学園

<目次>

1. 法人の概要

- (1) 建学の精神
- (2) 学校法人の沿革
- (3) 設置する学校・学部・学科等の入学定員、入学者数及び在籍者数の状況
- (4) 役員・教職員の概要

2. 事業の概要

- (1) 事業の概要
- (2) 主な事業の目的・計画及びその進捗状況
- (3) 主な設備の取得
- (4) その他

3. 財務の概要

- (1) 学校法人会計基準とは
- (2) 企業会計との違いについて
- (3) 計算書類について
- (4) 財務の状況

1. 法人の概要

(1) 建学の精神

『命と向き合う心、知識、技を持った地域医療に貢献できる医療人の養成』

「保健医療に関する理論および技術を教授研究し、並びに豊かな人間性および高潔な人格を兼ね備えた資質の高い人材を養成することにより、保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。」

(2) 学校法人の沿革

- 1978年 専門学校認可
- 1984年 学校法人豊田学園（専修学校）認可
- 1986年 岐阜医療秘書学校（各種学校）認可
- 1988年 岐阜医療秘書学校（専修学校）認可
- 1989年 豊田学園医療専門学校（専修学校）認可
豊田学園医療専門学校に看護学科設置認可
- 1990年 豊田学園医療専門学校 開校
豊田学園中央調理専門学校を豊田学園調理専門学校と名称変更
- 1994年 豊田学園医療専門学校に介護福祉学科設置認可
- 1996年 豊田学園医療専門学校を豊田学園医療福祉専門学校と名称変更
- 1997年 豊田学園医療福祉専門学校にリハビリテーション学科設置認可
豊田学園医療福祉専門学校にリハビリテーション学科開設
- 2003年 豊田学園医療福祉専門学校に東洋医療学科はり・きゅう科設置認可
- 2004年 豊田学園医療福祉専門学校に柔道整復科設置認可
- 2006年 岐阜保健短期大学看護学科設置認可
- 2007年 豊田学園調理専門学校を岐阜保健短期大学調理専門学校と名称変更
豊田学園医療福祉専門学校を岐阜保健短期大学医療専門学校と名称変更
岐阜保健短期大学看護学科開設、校舎落成式、開学式 举行
- 2008年 岐阜保健短期大学医療専門学校調理専門学校廃止
- 2009年 岐阜保健短期大学医療専門学校介護福祉学科廃止
岐阜保健短期大学リハビリテーション学科理学療法学専攻開設
- 2010年 運動場を整備してバスケットコート竣工
岐阜保健短期大学リハビリテーション学科作業療法学専攻・言語聴覚学専攻開設
- 2011年 7号館北側テニスコート竣工
7号館西側キャンパス竣工
学生駐車場竣工
- 2012年 岐阜保健短期大学医療専門学校リハビリテーション学科廃止
第1・第2・第3学生駐車場 竣工
ヤマザキショップ岐阜保健短期大学店 竣工
- 2013年 岐阜保健短期大学リハビリテーション学科言語聴覚学専攻廃止
多目的運動場 竣工
- 2014年 新図書館棟 竣工

(3) 設置する学校・学部・学科等の入学定員、入学者数及び在籍者数の状況

平成 29 年 5 月 1 日現在

設置学校	入学定員	入学者数 (29.04)	在籍者数 (29.05)
岐阜保健短期大学			
看護学科	80	66	222
リハビリテーション学科			
理学療法学専攻	60	33	101
作業療法学専攻	30	21	42
岐阜保健短期大学 合計	170	120	365
岐阜保健短期大学医療専門学校			
東洋医療学科			
柔道整復科	60	18	54
はり・きゅう科	60	10	19
岐阜保健短期大学医療専門学校 合計	120	28	73
学園全体 合計	290	148	438

(4) 役員・教職員の概要

平成 29 年 5 月 1 日現在

① 理事 7名 ② 監事 2名 ③ 評議員 15名 ④ 教職員 60名

(教職員数内訳)

	大学	専門学校
教員	36	11
事務職員	11	2
合計	47	13

2. 事業の概要

(1) 事業の概要

- ① 駐車場として土地を購入し、環境の整備を図る。

(2) 主な事業の目的・計画及びその進捗状況

計画されたすべての事業は年度内に完了

(3) 主な設備の取得

①岐阜保健短期大学

駐車場として土地を 40,352 千円で購入

(4) その他

①当該年度の重要な契約

該当無し。

②係争事件の有無とその経過

該当無し

③決算日後に生じた学校法人の状況に関する重要な事実

該当無し。

④対処すべき課題

該当無し。

3. 財務の概要

(1) 学校法人会計基準とは

「学校法人会計基準」に定められている主な財務三表計算書類は資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表の三種類です。

(2) 企業会計との違いについて

企業は利益の追求を目的としており、企業会計も資本の投下・回収という事業活動の成果（損益の状況）と財政状態を利害関係者に開示するところにあります。学校法人は教育・研究活動を目的とする公共性の高い法人であり、永続的に教育研究活動を行えるよう必要な校地や校舎等の基本財産を健全に維持することが必要であり、学校法人会計も中長期的に収支のバランスと財政状態を正しく捉えることを目的としています。その永続性を重視したことから基本金という学校法人特有の概念が導入されています。

(3) 計算書類について

○資金収支計算書

学校法人がその年度（4月1日～3月31日）に行った教育研究活動、およびこれに付随する活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにして、支払資金（現金・預金）の顛末を明らかにするものです。

○事業活動収支計算書

学校法人がその年度に行った教育研究活動に必要な諸経費（事業活動支出：人件費、経費、減価償却額など）と自己資金（事業活動収入：学生生徒等納付金、補助金など）から基本金組入額を控除した事業収入との均衡状態を明らかにし、経営状況を表します。

- ・事業活動収入・・・・・・学生生徒等納付金、補助金など自己資金に該当する収入です。借入金、前受金、預り金など自己資金でないものは含まれません。
- ・事業活動収入・・・・・・事業活動収入から基本金組入額を控除した額をいい、事業活動支出を賄うための収入です。
- ・事業活動支出・・・・・・教育研究活動に必要な経費（人件費、経費、利息など）とその年度の支出の原因または効果の期間帰属に基づいて認識し算出される減価償却額などの学校法人の純資産の減少となる支出のことです。

《事業活動収支計算》

事業活動収入－当年度基本金組入額＝当年度収支差額

事業活動収入－事業活動支出＝事業活動収入（支出）超過額

○貸借対照表

年度末における学校法人の資産、負債の内容、純資産（資産－負債）の額を

明らかにします。また基本金（継続的に保持すべき金額）に対する純資産の過不足状態を消費収支差額として表します。

- ・基本金

学校法人が教育研究活動を永続的に行っていくためには校地、校舎、機器・備品、図書などの資産が必要不可欠であり、学校法人が存続する限り継続的に保持しなければなりません。その保持すべき必要不可欠な資産を概念的に表したものが基本金です。

学校法人は基本金組入れの対象とすべき資産を定め、自己資金によって取得した際に、事業収入のうちから組み入れた金額を基本金として計上します。基本金は、貸借対照表上において貸方に計上されます。貸借対照表の貸方は、学校法人の資産に対する資金の源泉（持分）を表しており、他人の持分である負債と、自己の持分である基本金・事業活動収支差額（純資産に対する過不足の状態を表す）によって構成されます。